

生徒心得

生徒心得

入学式で宣誓して長崎北陽台高等学校の生徒となった皆さんは、教育目標が目指す資質・能力と人間性を卒業時まで身に付けることができるように、学習活動・部活動・学校行事に取り組むことが求められています。そのために、心に留めてほしいことを次に示します。

- 1 学校生活にあっては、別に定めるガイドラインや規定を理解して、自らの行動を判断し、安全で安心できる学校生活を送るなかで、教育目標が求める資質・能力と人間性を身に付けることができるよう努めてください。
- 2 登下校中にあっては、関係法令等を遵守し、交通事故等にあわないように安全を確保するとともに、社会的なマナーを尊重し地域住民に愛されるように努めてください。
- 3 家庭にあっては、授業の予習や復習等に力を尽くすとともに、保護者や家族との良好な関係作りに努め、インターネットを介した犯罪の被害にあったり、誰かを傷つけたりすることのないように関係法令等を遵守してください。
- 4 困ったことや悩みがある場合は、できるだけ早く周囲の大人や友人等に相談するか、次の相談先を利用するようにしてください。

相談先	電話番号等
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう)
メール相談窓口	soudan@news.ed.jp
LINEやWebによる相談窓口	スクールネット@伝えんば長崎
緊急の場合など	
長崎北陽台高校(代表)	095-883-6844
教頭直通電話	090-3787-2629

附則

この生徒心得は、令和4年4月1日から適用されます。

家庭生活等ガイドライン

- 1 このガイドラインは、生徒が学校外の家庭生活等を送る上で、事故やトラブルにあわないことを目的に、生活上の行動の指針を示したものです。
- 2 通学時
 - (1) 徒歩で通学する際は、交通事故等にあわないように交通法令等を遵守してください。
 - (2) 公共交通機関で通学する際は、車内の規定等を遵守するとともに、公共マナーを守って、他の乗客に迷惑等をかけないようにしてください。
 - (3) 怪我などにより自家用車等で送迎してもらう際は、歩行者や乗降時の安全を含めて、交通法令を遵守するように運転者に諫言してください。
- 3 家庭等
 - (1) 生活習慣の確立に努め、学習時間や睡眠時間を確保してください。
 - (2) 心身の健康に気をつけ、不調があるときは早めに保護者に相談してください。
 - (3) 日ごろから保護者等との会話を心掛け、進路等に関する考えを共有してください。
 - (4) 法律や条例を守り、反社会的な行動や迷惑行為等がないようにしてください。
※法律とは、例えば、道路交通法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法、などを指します。
※条例とは、例えば、長崎県迷惑行為防止条例、長崎県青少年保護育成条例、などを指します。
 - (5) インターネット（SNSや動画等）を利用する際は、次のことに留意してください。
 - ①生活習慣を乱すことがないように、午後9時以降は学習目的以外の使用を控えてください。
 - ②他人を中傷したり、犯罪に巻き込まれたりしないよう、情報モラルや関係法令を遵守してください。
※関係法令とは、著作権法、意匠法、刑法（名誉棄損、恐喝）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、などを指します。
 - ③トラブルに巻き込まれた場合は、個人で解決しようとせず、すぐに保護者とともに警察等に相談してください。その後、担任等にも連絡してください。
- 4 交友関係
お互いを尊敬しあい、保護者等に応援される交友を心掛けてください。
- 5 アルバイト・運転免許
アルバイト（SNS上で収入を得る行為も含む）やバイク・自動車の運転免許取得（自動車学校への入校を含む）は安全面を考慮して、原則禁止とします。やむを得ない事情でアルバイトや運転免許が必要な場合は担任等に申し出てください。

附則

このガイドラインは、令和4年4月1日から適用されます。

令和6年4月1日改正

学校生活ガイドライン

1 このガイドラインは生徒が安全で快適な学校生活を送ることを目的に行動を判断する基準を示したものです。

2 通学について

(1) 登校

- ①通常に登校した場合は、原則として8：20までに教室に入ってください。朝のSHRでの出席確認をもって登校とします。
- ②8：20までに教室に入ることができなかった場合は、職員室入口に備えてある「入室許可証」に必要事項を記入し、担任か学年の先生にサインしてもらい、教室で授業担当の先生に渡してください。
- ③欠席または遅刻する場合は、8：00までに本校指定の方法（Classi または電話）で保護者から担任等に連絡してください。

(2) 下校

- ①下校時刻は19：00です。この時刻までに完全に校地から出てください。
- ②怪我や体調不良等で所定の時刻より前に下校する場合は「早退」とします。この場合は、担任または養護教諭の指示に従って下校してください。帰宅後は、帰宅した旨を所定の方法（Classi、Teams または電話）で担任等に連絡してください。

(3) 通学手段

- ①原則として、徒歩または公共交通機関を使ってください。
 - ア) つつじ坂は白線内を通行してください。
 - イ) バスやJRを利用する場合は、マナーアップを心がけましょう。
- ②学校周辺の道路が狭く交通量が多いことから、自転車の使用は禁止しています。
- ③②の理由から、自家用車での送迎も原則禁止です。
- ④怪我などにより自家用車での通学が必要な場合は、担任に申し出て「自家用車許可証」を発行してもらい、指示に従ってください。

(4) 荒れた天気の場合

- ①自宅がある市町に、気象警報のレベル4や5が出ている場合は、危険ですから登校しないでください。安否を確認するため、必ず担任等に連絡してください。
- ②学校がある長与町に、6：00の時点で気象警報のレベル4や5が出ている場合は、「臨時休校」としますので、自宅学習してください。
- ③学校がある長与町に、気象警報のレベル3が出ている場合は、安全を確認しながら登校してください。危険だと判断した場合は自宅待機とし、安否を確認するため、必ず所定の方法（Classi、Teams または電話）で担任等に連絡してください。

(5) 服装等

- ①授業日は原則として、制服、制靴を着用してください。
- ②土曜日や長期休業中の講座、校外模試・実力試験の場合も①に準じます。
- ③部活動で登校する場合は、部活動のユニフォーム等の着用も可とします。

3 服装等について

(1) 制服、校内上履き、体育館シューズ、グラウンドシューズ

- ①学校指定のものを着用または使用してください。
- ②デザインの変更や改造等をしないで着用してください。
- ③記名のうえ着用してください。
- ④怪我などで制服等の着用ができない場合は、担任等に申し出て「異装許可証」を発行してもらい、指示に従ってください。

(2) 制靴について

制靴は黒のローファーとします。指定店はありませんので各自で購入してください。

(3) 制服の着用方法

- ①冬服、合服、夏服の着用期間は設けませんので、自分の判断で着用してください。
- ②着用方法のポイント

項目	着用のポイント
上着	・ボタンをそろえ、校章またはバッジをつけてください。
スラックス	・長さは、裾を引きずったり破れたりしない程度にしてください。 ・ベルトの色は、白・黒・紺・茶・灰とします。
スカート	・丈（長さ）は、膝が隠れる程度としてください。

(4) 通学鞆について

- ①通学鞆は黒カバンやリュックサックやショルダーバッグ等を使用してください。防犯上の理由から、口が閉まるものを推奨します。
- ②キーホルダー等をつける場合は、安全や紛失防止に配慮してください。

(5) 靴下等

靴下の色は白または黒で、柄は無地かワンポイントのものを使用してください。

(6) 防寒具等

- ①防寒具の色は、白・黒・紺・茶・灰とします（タイツは除く）。
- ②防寒具の形や柄など

項目	形や柄など
コート	・ピーコート・ダッフルコート等を使用してください。 ・柄は無地とします。
セーター	・襟や裾、袖口から見えないように着用してください。 ・女子上着を着用時は、Vネックやクルーネックとしてください。 ・柄は無地とします。
マフラー	・柄は無地またはチェックで、派手にならないようにしてください。
ひざ掛け	・柄は無地またはチェックで、派手にならないようにしてください。 ・教室移動時など使用しないときは、たたんでください。
タイツ	・色は、黒・ベージュとします。

4 身だしなみについて

(1) 髪の長さ等のめやす

項目	めやす
①正面から見た長さ	・前髪が目にかからない程度とします。
②側面・背面から見た長さ	・肩にかからない程度とします。 ・肩にかかる場合は、ゴム等で結んでください。
③色等	・パーマ、カール、染髪、髪の色脱色は禁止します

(2) 学校生活にふさわしくない身なりや装飾品は、経済的な観点等を考慮し禁止します。

- ①化粧やマニキュア、眉の加工等
- ②アクセサリ等の使用
- ③特異な髪型

(3) 特に必要がある場合は、配慮を検討しますので、担任等を通じて相談してください。

5 校内への持ち込み物品について

(1) 原則として学校生活に必要なものは、持ち込まないでください。

- ①校内には、高額な貴重品を保管したり管理したりする場所がありませんので、高額な貴重品は持ち込まないでください。
- ②多額の金銭についても①と同様の理由から、持ち込まないでください。
- ③貴重品や少額の金銭を持ち込む必要がある場合は、貴重品保管ロッカーを使用するなどして、管理に気をつけてください。

(2) スマートフォン等の持ち込みは、許可制とします。

- ①スマートフォン等を持ち込みたい場合は、「スマートフォン等の校内持ち込みに関する誓約書」を担任に提出し、別紙の「スマートフォン等の校内持ち込みに関する注意事項」を守って持ち込むようにしてください。
- ②スマートフォン等を、許可なく持ち込んだ場合や、緊急時以外の必要のない時に校内で使用していることが判明した場合は、保護者に学校に来てもらったうえで、次のような指導を行います。
 - ア) スマートフォン等の電源を切り、封筒に入れ厳封します。
 - イ) 生徒は反省文を提出します。(担任→学年主任→生徒指導主事)
 - ウ) 保護者同席のもと指導を行い、封筒に入れた携帯電話を保護者に返還します。
- ③学習活動や行事、部活動等において、安全面で必要と判断したときは、スマートフォン等の使用を認める場合があります。

6 教育相談について

(1) 高校生活に不安や心配事、悩みがあれば気軽に保健室やカウンセラー室を利用してください。また、専門のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談も可能です。

(2) 不測の事態(いじめを含む)が発生した場合、または被害にあった場合、事件・事故を目撃した場合は直ちに学級担任または学校まで連絡してください。

7 その他

(1) このガイドラインに示していることについて、疑問があれば担任等を通じて生徒支援部等職員に尋ねてください。

(2) その他、判断に迷うことがある場合は、学校は生徒の学習の場所であることを踏まえて、判断・行動してください。

附則

このガイドラインは、令和4年4月1日から適用されません。

令和5年4月1日改正

令和6年4月1日改正

施設使用規定

1 税金等を使って整備された施設や設備等を、できるだけ安全で安心して、より長く使用することを目的に、利用上の注意事項等を定めます。

2 校舎

(1) 下足室

- ①下足棚の自分のスペースは、清潔を心掛け丁寧に使用してください。
- ②下足棚の最上部には、シューズや私物を置かないください。
- ③下足棚の使用されていないスペースを勝手に使用しないでください。
- ④「すのこ」の上は、土足厳禁です。上履きで使用してください。

(2) 廊下・階段

- ①危険防止の観点から、走ったり暴れたりしないでください。
- ②授業や会議の妨げになりますから、みだりに大声を出さないでください。
- ③個人用ロッカーの自分のスペースは、整理整頓を心がけ清潔に使用してください。
- ④個人用ロッカーの上には物を置かないようにしてください。(ただし、試験時に鞆等を置いてもかまいません。)

(3) 教室

- ①授業やHR活動の場ですから、整理整頓を心掛け清潔に使用してください。
- ②掃除は丁寧に、持ち込んだごみは持ち帰ってください。
- ③室内換気のため、サーキュレーターの使用や窓の開放などを適切に行ってください。
- ④使用後は窓やドアの戸締りを行ってください。
- ⑤貴重品管理ロッカーは、次の留意点を参考に正しく利用し、財布やスマートフォンなどの貴重品に関するトラブルを未然に防いでください。

貴重品管理ロッカー使用の留意点

留意点	内 容
ア) 使用期間	4月～翌年3月の1年間とします。
使用開始	4月に担任から、カギを受け取ります。カギは自己管理してください。
使用終了	翌年3月に、カギを担任に返却します。
イ) 注意事項	カギを無くすと、本体のシリンダーごと交換になります。この時の費用は、保護者負担になります。

(4) 職員室

- ①平日の8：10～8：20は職員朝会を行っているので生徒の入室は禁じます。朝会の妨げにならないように、その時間帯は職員室前のベランダを通行したり、職員室入り口で待機したりしないでください。
- ②先生方に用件があって、職員室に入室する際の流れは、次の通りです。

ノック→失礼します→用事のある先生のところへ行く
→学年・組・氏名を言う

(5) トイレ

- ①感染症などの予防の観点から、丁寧に清掃を行い清潔に保つよう使用してください。
- ②A棟1階の来賓・職員用トイレは、学校に来校されたお客様のためのトイレですので、原則として生徒の使用は遠慮してください。

(6) 掲示

掲示物は生徒会指導部の許可を受け、指定された場所に、指定された期間に掲示してください。

(7) 自動販売機

- ①原則として、昼休みと放課後のみ使用してください。
- ②飲んだ後のごみ処理など、マナーを守って使用してください。

3 体育施設

(1) 体育館及び第2体育館

- ①授業や部活動等で使用する際は、指定された体育館シューズ等を使用してください。
- ②集会時は、原則として上履きを持って体育館に入り、靴下のまま整列してください。この時、上履きの靴底が床に触れないようにしてください。
- ③玄関に靴を置いたままにしないでください。
- ④使用後は窓やドアの戸締り、施錠をしっかりと行ってください。

(2) 武道場

- ①原則として素足(靴下を脱ぐ)で使用してください。
- ②上履きは靴箱に入れ、靴下は上履きの中に入れてください。
- ③使用後は窓やドアの戸締り、施錠をしっかりと行ってください。

(3) グラウンド

- ①授業や部活動等で使用する際は、指定された靴等を使用してください。
- ②陸上競技用のタータン(セパレートコース)を傷めないように革靴等では通行しないでください。
- ③使用後の整備を丁寧に行ってください。

(4) トレーニングルーム

- ①保健体育科の先生の許可を得てください。
- ②怪我がないように注意するとともに、複数で使用してください。
- ③使用後は窓やドアの戸締り、施錠をしっかりと行ってください。

(5) 部室

- ①使用は始業前と放課後のみとし、違反した場合は、当該部室の使用を禁止します。
- ②清掃と整理整頓に心掛け、清潔に使用してください。
- ③使用後は窓やドアの戸締り施錠を行い、カギは責任をもって管理してください。

(6) 昼休みの利用

- ①グラウンド・体育館を開放します(第2体育館は開放しません。)
- ②体育館でのバドミントンは禁止します。
- ③予鈴が鳴ったら直ちに片づけを行い、教室に移動してください。
- ④使用状況が悪い場合は、利用を制限することがあります。

4 タブレット端末等

- (1) タブレット端末の使用規定に準じます。
- (2) 県から貸与された公共の備品であることを理解して、丁寧に使用してください。

5 その他

学校の施設設備、備品を万一破損したときには、直ちに学級担任、または生徒支援部に申し出て破損届を提出してください。

附則

この規定は、令和4年4月1日から適用されます。
令和6年4月1日改正